２０１９年度

事業計画書

〔2019年4月1日から 2020年3月31日まで〕

学校法人　北星学園

学校法人　北星学園

2019年度　事業計画書

１．学校法人の概要

(1)建学の精神 …… 頁　1

(2)沿革 …… 頁　2

(3)組織 …… 頁　3

組織構成図 …… 頁　6

(4)役員の状況 …… 頁　7

２．事業の概要

(1)事業の計画概況（2019年度学園運営方針） …… 頁　8

３．財務の概要

(1)学校法人会計について …… 頁　11

(2)資金収支当初予算書 …… 頁　12

(3)事業活動収支当初予算書 …… 頁　13

１．学校法人の概要

（１）建学の精神

学校法人北星学園は、スミス塾として創立されてから本年で 132 年目を迎えました。創立者は、米国人女性宣教師サラ・Ｃ・スミスです。スミスは教育者として、特に当時の日本人女性の教育に情熱を注ぎました。その教育方針は、キリスト教に基盤をおき、「キリスト教の精神のもと、生徒が実生活でさまざまの義務と責任を全うしうるように、あらゆる分野における有用な知識を教える」ことです。この目標のもと、多くの学生・生徒は、神に仕え、人を愛することを学び、世に出て行きました。

現在は、約 6,000 人の学生・生徒を擁する学園として成長しましたが、この目標は今日も北星学園の教育方針として、いささかも変わることなく継承され本学園の「建学の精神」となっています。

「Shine like stars in a dark world」（世にあって星のように輝き－フィリピ２：15）は、北星学園の校名の由来であり、新渡戸稲造先生が薦めたものです。

光を掲げることを目指す本学園の教育が校名の如く、名実共に、神の豊かな祝福の中に進められていければと願っています。

（2）沿革

1887年　サラ・C・スミスによりスミス塾が札幌市北1西6に開校(1月15日)
1889年　スミス女学校として正式認可
1894年　札幌市北4西1に移転。北星女学校と名称変更
1926年　聖書・英文・家政専攻科設置
1929年　札幌市南5西17に新校舎建築移転(後に、南4西17に住居表示変更)
1935年　保育専攻科を設置
1943年　財団法人北星高等女学校と名称変更
1947年　新制中学校設置。財団法人北星学園と名称変更
1948年　高等学部設置
1949年　北星学園中学校、北星学園高等学校と名称変更
1951年　学校法人北星学園に組織変更、北星学園女子短期大学開設（英文科）
1954年　女子短期大学に家政科増設
1955年　短大附設幼稚園教諭養成所設置
1962年　北星学園大学開設（文学部英文学科・社会福祉学科）、北星学園高等学校を北星学園女子高等学校、北星学園中学校を北星学園女子中学校と名称変更、北星学園男子高等学校開設
1965年　大学に経済学部(経済学科)増設、北星学園余市高等学校を開設
1967年　短大附設幼稚園教諭養成所を同保育専門学校と名称変更
1969年　女子高等学校に音楽科増設
1970年　女子高等学校に英語科増設
1978年　短大附設保育専門学校を北星学園幼稚園教諭・保母養成所と名称変更
1980年　大学に専攻科（文学専攻科、経済学専攻科）設置
1987年　大学経済学部に経営情報学科増設、男子高等学校を北星学園新札幌高等学校と改称し、共学制実施、学園創立百周年記念式典挙行
1988年　北星学園幼稚園教諭・保母養成所廃止
1989年　短大家政学科を生活教養学科に名称変更
1992年　大学に大学院設置（文学研究科）
1996年　大学に社会福祉学部増設（福祉計画学科、福祉臨床学科、福祉心理学科）
2000年　大学院に研究科増設（社会福祉学研究科）
2001年　大学院に研究科増設（経済学研究科　経済学専攻〔修士課程〕、文学研究科　言語文化コミュニケーション専攻〔修士課程〕）
2002年　大学文学部に心理・応用コミュニケーション学科を、経済学部に経済法学科を増設、女子短期大学を北星学園大学短期大学部に名称変更し厚別区大谷地に移転、同時に共学制実施、短大生活教養学科を生活創造学科に名称変更、新札幌高等学校を北星学園大学附属高等学校に名称変更

現在設置する学校

北星学園大学	北海道札幌市厚別区大谷地西2丁目3番1号
北星学園大学短期大学部	北海道札幌市厚別区大谷地西2丁目3番1号
北星学園女子高等学校	北海道札幌市中央区南4条西17丁目2番2号
北星学園大学附属高等学校	北海道札幌市厚別区厚別町下野幌38番地
北星学園余市高等学校	北海道余市郡余市町黒川町19丁目2番1号
北星学園女子中学校	北海道札幌市中央区南4条西17丁目2番2号

（３）組織

Ａ．法人組織

学校法人北星学園は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、建学の精神に則って学校教育を行うことを目的に設置された法人であり、現在、北星学園大学、北星学園大学短期大学部、北星学園女子高等学校、北星学園大学附属高等学校、北星学園余市高等学校及び北星学園女子中学校の６校を設置している。

法人組織における役員及び諸機関と役割等は次のとおりである。

理事会

本学の教育・研究の充実及び向上を目的とする有効適正な経営管理を行うため、その基本的な施策、方針、事業計画等の本法人の重要事項を審議し決定する機関である。構成は、大学長、大学副学長、大学学部長及び短期大学部長のうち２名、各高等学校長３名、法人の設置する学校の卒業者から２名、福音主義キリスト教会の教師等から１名、評議員から１名、学識経験者から７名の計１８名となっている。

評議員会

法人の事業計画や予算、重要な資産の処分及び寄附行為の変更等の重要事項については、理事長において、あらかじめ意見を聞かなければならない機関として評議員会がある。構成は、大学長、大学副学長、各高等学校長３名、大学各学部長及び短期大学部長の４名、法人の教職員から１０名、法人の設置する学校の卒業者から５名、福音主義キリスト教会の教師等から４名、法人の設置する学校に在籍する学生及び生徒の保護者から５名、学識経験者から８名の計４１名となっている。

理事長

法人の代表者である（私立学校法第 37 条）。法人及び各学校の業務を総括し、その職員を統督する。また、理事会、評議員会の招集者である。

学園長

法人及び各学校の教学に関する事項を統括する。

常務理事

理事会及び常任理事会の議に基づき、法人の日常業務を執行し、所属職員を監督する。

学長

大学の代表者であり、大学教職員を統督する者（学校教育法第 92 条）である。法人の設置する学校の長として、大学長、短期大学部学長（兼務）がいる。

校長

中学校・高等学校の代表者であり、中学校・高等学校教職員の監督する者（学校教育法第 49 条及び第 62 条）である。法人の設置する学校の長として、女子中学高等学校長、附属高等学校長、余市高等学校長がいる。

Ｂ．大学・短期大学部（以下「本学」という）組織

大学は学長によって代表され、そのスタッフとして副学長、スミス・ミッションセンター部長、各学部長、事務局長を置く。大学全体の審議決定機関としては、評議会がある。また、学長のもとに部局連絡会が常設され、大学の諸課題について連絡調整を行う。

評議会

本学に評議会を置き、教育及び研究の計画、人事、学則及び諸規程の制定並びに改廃、その他大学の組織及び運営に関する事項を審議する。

学部

各学部の専門教育科目、学籍、試験、単位、卒業、科目等履修生、研究生、学部の人事、学部内諸規程の制定及び改廃、学部の組織及び運営に関する事項並びに学長等の諮問した事項を審議するため教授会を置く。

大学院

大学院の研究科の組織及び教育研究の指導並びに学位の授与等に関する事項を審議するため、研究科委員会を置く。

短期大学部

短期大学部の学則その他短期大学部の制度に関する事項、教科課程、教員の任免、学籍、卒業、科目等履修生、研究生、外国人留学生、学長等の諮問した事項、その他重要な事項等を審議するために教授会を置く。

図書館

本学に、図書館を置き、本館に所蔵する図書・雑誌その他の資料を管理し、館内閲覧、館外貸出、他館利用、参考業務供与等の業務を行う。

センター等

(1) スミス・ミッションセンターは、本学の「建学の精神」の基本理念に由来する本学ミッション・ステートメントに従い、建学の精神を具現化する活動を総合的に企画し、その実践を総括することを目的として設置されている。

(2) 国際教育センターは、本学と外国の大学及び学術研究機関との教育及び研究に関する交流を推進するとともに、本学学生の外国語運用力及び国際理解の向上を図ることを目的として設置されている。

(3) 学生相談センターは、本学の学生相談その他の学生支援に関する活動を総合的に企画し、その実施を総括するとともに、本学学生が直面する大学生活上の諸問題に対処するための相談に応じることにより、もって本学学生の人格形成及び自己実現を助けることを目的として設置されている。

(4) 総合情報センターは、本学の教育研究の情報化を総合的に推進する機関として、本学の情報システムの信頼性及び効率性を高めるとともに、情報処理に関する教育研究の水準の向上及び事務処理の効率化に資することを目的として設置されて

いる。

(5) 総合研究センターは、本学の教育職員の研究活動活性化と研究水準の向上を図るための支援活動を行うとともに、本学のプロジェクト研究の拠点となり、あわせて学外からの研究委託を受諾する機関として地域社会に貢献すること、また、公的研究費の運営・管理、研究活動に係るコンプライアンス推進及び研究倫理教育を検討・実施することを目的として設置されている。

(6) 入学試験センターは、本学の入学者の募集及び選抜に係る企画並びにその実施を総括する機関として、入学者の募集及び選抜を公正かつ効果的な方法で行うとともに、本学の入学定員を安定的に充足することを目的として設置されている。

(7) キャリアデザインセンターは、本学の学生の就職等における進路選択を支援するための活動を企画し、その実施を総括するとともに、学生の就職先を広く開拓し、学生がその資質や能力に適した就職先を確保できるよう支援することによって、もって学生のキャリアデザインの形成に資することを目的として設置されている。

(8) 社会連携センターは、大学の社会連携の総合窓口として、地域住民、自治体、企業・団体、非営利組織等との連携・交流を深め、本学の知と技を有効活用し、地域の福祉、教育、文化及び産業等の振興並びに地域・国際社会の発展に寄与すること、また、本学の北星オープンユニバーシティの講座を企画し、その実施を総括するとともに、学生及び学外の社会人のニーズに応じた各種講座を開くことにより、学生の多様な学習機会の確保と資格取得の支援に務め、社会人に生涯学習の場を提供することを目的として設置されている。

(9) 心理臨床センターは、大学院において臨床心理学を専攻する大学院生等に対して実践的な教育訓練の場を用意し、本学の教員による臨床心理学研究を支援するとともに、あわせて臨床心理学の知見と手法を用いて地域住民が抱える心理的な問題を解消又は緩和するための活動を行うことを目的として設置されている。

(10) 学習サポートセンターは、本学の学生の学習を総合的に支援するための学習環境を構築するとともに、学習支援の活動を先導的に企画・立案し、これを学部及び学科等と連携して組織的に実施することにより、学生の主体的かつ自律的な学習を促進させ、教育の質の保証に資することを目的として設置されている。

(11) アクセシビリティ支援室は、本学の障害のある学生及び特別な支援を必要としている学生が、障害の種別及び程度に応じ、十分な教育の質を保証されるために必要な合理的配慮に基づく支援が受けられるようにすることを目的として設置されている。

C. 中学・高校組織

女子中学校・女子高等学校、大学附属高等学校、余市高等学校は各校長によって代表され、そのスタッフとして宗教主任、教頭、総務、事務長等を置く。各学校全体の運営に関する審議機関としては、職員会議がある。

学校法人北星学園　組織構成図

2019年4月1日

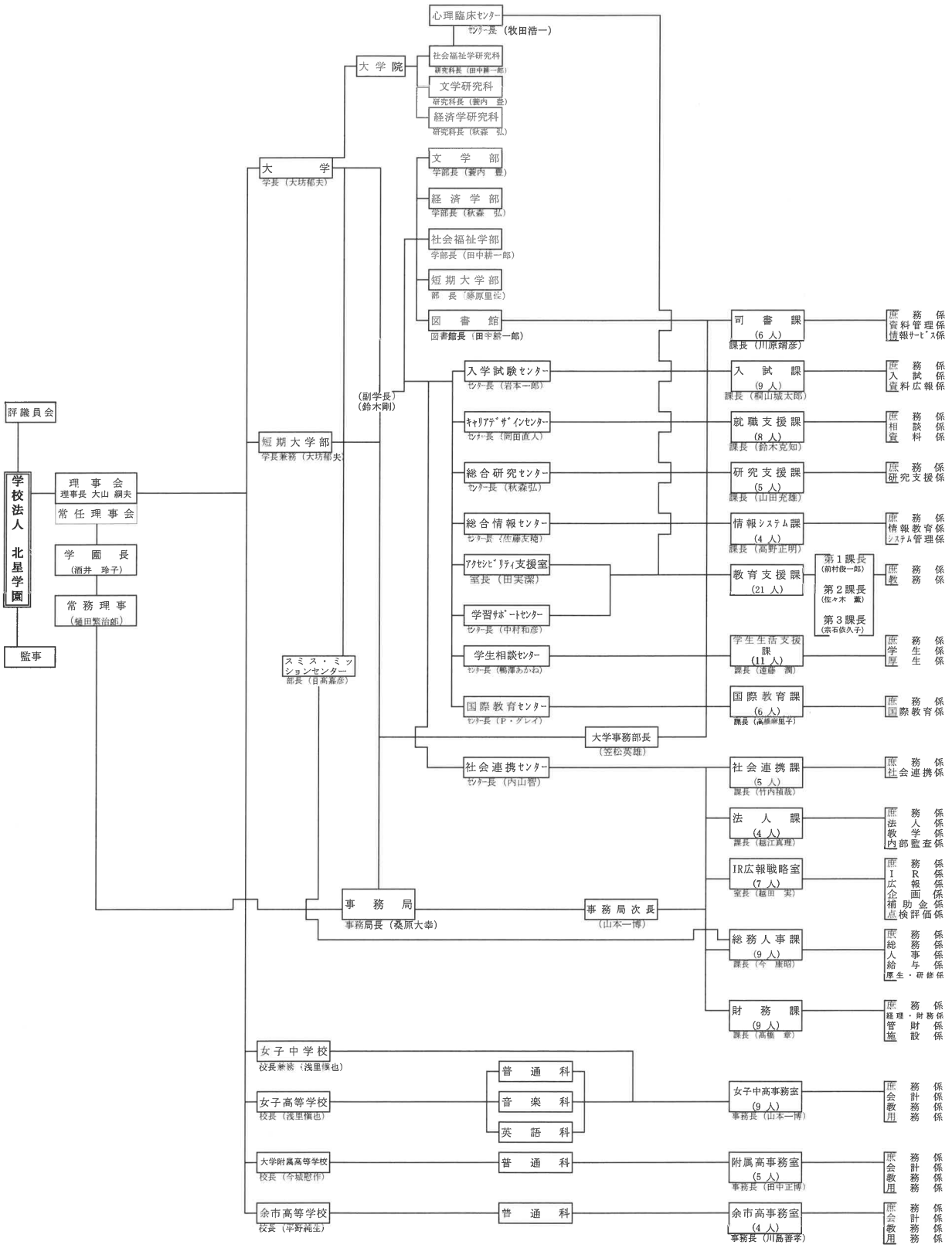

（４）役員の状況

理事・監事名簿

任期〔2017年4月1日～2020年3月31日〕

(2019年4月1日現在)

区　分	No.	氏　名	備　考
理事長 （８号理事：学識経験者）	1	大　山　綱　夫	
学園長 （８号理事：学識経験者）	2	酒　井　玲　子	
常務理事 （８号理事：学識経験者）	3	樋　田　繁　治　郎	
１号理事 (学長)	4	大　坊　郁　夫	〔任期：2018年4月1日～2022年3月31日〕
２号理事 (副学長)	5	鈴　木　剛	〔任期：2019年4月1日～2021年3月31日〕
３号理事 (学部長)	6	蓑　内　豊	〔任期：2018年4月1日～2020年3月31日〕
	7	藤　原　里　佐	〔任期：2019年4月1日～2021年3月31日〕
４号理事 (校長)	8	浅　里　愼　也	〔任期：2018年4月1日～2021年3月31日〕
	9	今　城　慰　作	〔任期：2019年4月1日～2022年3月31日〕
	10	平　野　純　生	
５号理事 (同窓生)	11	松　倉　千　春	
	12	新　沼　貞　子	〔任期：2018年4月1日～2020年3月31日〕
６号理事 (福音主義ｷﾘｽﾄ教会教師等)	13	八　田　牧　人	
７号理事 (評議員)	14	日　髙　嘉　彦	〔任期：2018年4月1日～2020年3月31日〕
８号理事 (学識経験者)	15	髙　杉　純　二	
	16	小　華　和　坦	
	17	北　川　健　一	
	18	ｼﾞｪｰﾑｽﾞ E.ｱﾘｿﾝ	
監事	1	宮　﨑　善　昭	
	2	大　津　忠　行	

２．事業の計画概要

（１）事業の計画概況

本学校法人北星学園の2019年度における事業の運営方針概要は、以下のとおりである。

2019 年度 学園運営方針

理事長　大山　綱夫

はじめに

北星学園は、一昨年創立 130 周年を祝いましたが、ここ数年似た年数の周年を迎えているキリスト教学校が少なくありません。現在キリスト教学校教育同盟に属する、これらの学校は近代日本の教育制度の揺籃期に誕生し、新しい精神的価値に基づいて教育界に大きく貢献してきました。しかし、その教育姿勢は、戦前の日本社会のなかで、厳しい試練に遭い存立の危機に瀕したこともありました。北星学園もその一校でした。戦後、日本国憲法と（旧）教育基本法のもと、これらの学校の多くは、再出発・復興・発展をとげ、現在に至っています。

しかし、ハード・ソフト両面でひとつの成熟期に入ったとさえ見えるここ数年、教育界は経験したことのない事態に直面させられており、同盟所属の特に中・小規模校では深刻な課題となっています。一つは少子化による就学者数の減少であり、二つめは、IT 技術の急激な発達による教育の変貌の可能性で、二つとも 21 世紀初頭までは顕在化していなかった事態です。前者は従来型の需要と供給関係での組織維持・存続の予測を揺さぶっています。後者も、すでに始まっているといわれ、教えるものと教えられる者との間に介在する IT の位置づけ方、そのことによる教場の意味や形態の変化などが指摘されています。しかも、変化は加速度的に進みそうな様相です。他の都府県に比べ人口減少の際立つ北海道に立地し、積み上げた教育伝統のある北星学園にとっても、上記の事態は喫緊の課題といっても過言ではありません。学園構成員全員が、学園を取り巻くこうした大状況を踏まえつつ、歩むべき方向を確認することが求められます。

今年度の学園目標と年間聖句は、宗教主任会議に提案して頂き、次のように定めました。

学園目標：　北星学園につながる喜び－多様性の尊重と一致をめざして－

年間聖句：　これらすべてに加えて、愛を身に着けなさい。愛は、すべてを完成させるきずなです。

（コロサイの信徒への手紙 3 章 14 節）

この箇所は福音の真理を巡って課題を抱えていたコロサイの信徒たちに，愛と忍耐をもって一致して対応するよう勧めたパウロの言葉とされています。学園内外に様々な困難が予想される状況ですが、祈りをもって一致して歩んでまいりましょう。

１．「建学の精神」に基づく教育の現代化について

キリスト教に基づく明確な創立の理念に立つ北星学園は、時代に先立ち、時には時代に翻弄されながらも、聖書の告げる価値観に立ち、社会のニーズに応え得る人間の育成のために 130 年を越える歴史を歩んできました。大正期にスミス先生を継いだモンク先生は、女子教育の高水準化を図り、一般高等女学校に優る学校と目されたといわれます。戦後の学園は、高等教育部門の開設、さらには男子教育・共学教育にも踏み切り、現在、中学校から大学院にいたる総合学園に成長しています。建学の精神の現代化をたえず心掛けてきた歩みといえます。

しかし、上記のように、現在の状況は、教育の内容・仕組の可能性においても、変化の速度においても予測を許さない様相です。学園全体では、毎年７月の学園研修会が今年度も予定され、また学園内各校では、各校独自の諸研究・研修会の開催が検討されています。ここ数年、大学では学部・学科の改革が、中学やほとんどが上級学校へ進学する高校では北星としての特色の強調、他の公・私立校との差異化が検討されていますが、北星の特色とされてきた国際性に加え地域性（大学の地方自治体との包括協定や高校の企業とのコラボ商品の開発などは協力関係の一例といえます）や進路を考慮し、いずれも将来をも見据えたうえでの現代化を目指すことを期待します。

２．一つの学園としてのより緊密な連携を

今年度も、学園としての連携を進めるために学園内教育連携委員会による協議を進めるとともに学園研修会やクリスマス礼拝などの学園内の情報交流を図ります。学園内教育連携委員会は、各校との連携・交流を進めるために、授業、特別学習プログラム、学校祭や体育祭、文化展、クリスマスなどの各種行事の情報を発信し、教職員、生徒・学生の見学や参加を促します。中学・高校に配分されている各年度2000万円（2017年度から2019年度まで）の政策予備費を有効に使用し、大学・短大への進学者への学習援助に努めます。

とりわけ、学園内高大連携事業としての附属高校の「探究プログラム」及び女子中学・高校の「Core コース北星大・私大系プログラム」の実施に協力します。実施して4年を経過した「学園内高校推薦入学者の個人情報開示」について、その成果を検証します。

学園研修会については、教育職員部会と事務職員部会に共通した焦眉の課題をテーマに開催します。

３．学園キリスト教教育の推進について

学園は建学の精神を具体化し、キリスト教教育の実践と研究の発展を目標とし、学園教職員、生徒・学生がキリスト教教育活動に積極的に関わることを課題とします。その活動のために、宗教主任会議と各校の宗教担当部門、学園キリスト教センター運営委員会が提携し、協力します。

7年目を迎える学園キリスト教センターは、運営委員会を中心に、上記の目標を具体化し、キリスト教教育の推進と支援に努めます。

とくに、学園キリスト教センターと宗教主任会議との連携を強化し、キリスト教教育の課題を取り上げ、実践の推進、その積極的な担い手となる教職員の配置、キリスト教会との交流などに努めます。

具体的には以下の事柄に取組みます。

・年一回のセンター報『北星教育』(11号)、年報『北星教育と現代』(第8号）を発行します。
・6月と11月には、教育実践の検討など、講演会や学習交流会を開催します。
・学園創立130周年記念誌『サラ・スミスと女性宣教師－北星学園を築いた人々－』、また、冊子『北星学園とキリスト教』や『Shine like stars in a dark world』を用いて、創設者たちの教育精神を伝える活動を進めます。
・学園や北海道のキリスト教教育、キリスト教学校関係の資料を収集し、整理します。
・学園キリスト教センター主催の「学園内推薦入学者の集い」は7年目となりましたが、さらに参加型の交流の場とし、学生たちが入学後、キリスト教活動に関心を抱く内容を企画します。
・『北星学園キリスト教センター　活動案内』を用いて、学園内にセンターの存在が周知されるよう努めつつ、各校のキリスト教活動を支援します。
・大学・短大の「北星　ともに祈る会」など、各校の祈る会を積極的に進めます。

４．北星学園将来構想の策定について

2018年度方針で示した北星学園将来構想の策定に、引き続き取組みます。

「将来計画」の立案は、学校法人を永続的に経営していくためには欠くことのできないもので、「将来、どのような学園でありたいのか。そのために何をするのか。何をしていくのか。」を広く教職員・役員等が、協働し確認していく作業です。

具体的には、2020年から2040年までの20年間を見据えたグランドデザインを総合的に検討するとともに、今後10年間で取組むアクション・プラン（行動計画）を立案します。

将来構想の策定は、「学園の（教育計画、教育連携及び）将来計画に関すること」、「学園の中・長期財政計画に関すること」等を審議事項とする学園総合企画委員会（常任理事会の諮問機関）において行います。その他、構想内容に応じて学園内教育連携委員会及び学園キリスト教センター運営委員会等の学園設置の会議体並びに各学校部局における検討を並行して進めるとともに、合意形成を図ります。

7月20日（土）に開催する学園研修会の午後の時間は、将来構想（案）の説明と意見聴取のためのプログラムとする予定です。

５．取組む個別重点課題について

取組む個別重点課題とする下記5点について、将来構想の策定項目として扱います。

１）余市高校の取扱い

理事会（2016年9月7日開催）で決定した「北星余市高校維持の3条件」に基づき、計画通りに5月1日現在の生徒数を確保した場合は、2020年4月の1年次生徒募集を開始するとともに、すみやかに2021年4月以降の取扱いに関する検討を開始します。検討に際しては、生徒募集や収支状況の他、教職員の配置及び施設・設備の状況並びに余市町や寮下宿など、北星余市高校を取り巻く諸情勢を分析・勘案することが求められます。

２）「学校法人制度の改善方策について」の提言への対応

「学校法人制度の改善方策について」の提言（国の大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の下に設置された学校法人制度改善検討小委員会）で示された学校法人のガバナンス改善や経営強化の取組み及び情報公開の推進について、今後予定される私立学校法等関係法令の改正に備え、その対応と改善方策を検討します。

３）「働き方改革」への対応

魅力ある学校づくりには、「働き方改革」による労働（教育研究）環境改善の取組みが必要です。具体的には、働き方改革関連法（2019年4月施行）に基づいて、就業規則等に定める諸制度の見直しを行うことで、専任、嘱託から臨時に至る教職員の個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。あわせて、有為な人材（教職員）の確保につなげていきます。

４）新給与体系への取組み

新給与体系への移行を2019年4月とした「新給与体系の策定等に係るロードマップ（2018年3月29日付け北星理発第223号）」を変更し、その取組みを継続します。

新給与体系への取組みは、「働き方改革」とも関連する取組みであり、学園財政の健全化へつなげる重要課題です。教職員組合との協議と並行して教職員への説明・理解を受けること等に配慮しながら、移行時期も含め適切に進めていきます。

５）災害への危機管理体制の確立

昨年9月6日に発生した北海道胆振東部地震とそれに伴う長時間停電の経験を踏まえ、改めて各校毎の危機管理体制を見直すとともに、学園規模での危機管理体制の確立に取組みます。

以　上

3．財務の概要

（1） 予算資料について

収支予算書について

「収支予算書」は、学校法人会計基準に従い作成するもので、私立学校振興助成法（1975年法律第61号）第14条第2項に基づき、文部科学省等の所轄庁に北星学園の予算書類として届出る書類である。

①資金収支計算の目的（学校法人会計基準第6条）

当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金（現金及びいつでも引き出すことができる預貯金）の収入及び支出のてん末を明らかにするものである。

②事業活動収支計算の目的（学校法人会計基準第15条）

②－１当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明らかにすること　１.教育活動　２.教育活動以外の経常的な活動　３.１・２以外の活動

②－２当該会計年度において基本金に組み入れる額を控除した諸活動に対応する、全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡を明らかにすること

②－１区分経理	経常的な収支(教育活動収支+教育活動外収支)＋特別収支
②－２収支均衡	長期的な収支均衡⇒翌年度繰越収支差額
	短期的な収支均衡⇒基本金組入前当年度収支差額(帰属収支差額)

③基本金とは（学校法人会計基準第29条・30条）

学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額。

（２）資金収支当初予算書

2019年4月01日から
2020年3月31日まで

（単位:円）

収入の部			
科目	2018年度補正予算額	2019年度当初予算額	差異
学生生徒等納付金収入	5,141,964,000	5,093,197,000	△48,767,000
手数料収入	118,213,000	118,244,000	31,000
寄付金収入	97,246,000	85,143,000	△12,103,000
補助金収入	1,125,934,000	1,134,788,000	8,854,000
資産売却収入	5,000,000	0	△5,000,000
付随事業・収益事業収入	100,344,000	104,355,000	4,011,000
受取利息・配当金収入	240,760,000	241,196,000	436,000
雑収入	353,337,000	158,886,000	△194,451,000
借入金等収入	270,000,000	180,000,000	△90,000,000
前受金収入	894,357,000	899,377,000	5,020,000
その他の収入	282,663,000	238,963,000	△43,700,000
資金収入調整勘定	△1,109,207,000	△1,041,054,000	68,153,000
前年度繰越支払資金	1,266,973,207	962,263,207	△304,710,000
収入の部合計	8,787,584,207	8,175,358,207	△612,226,000

支出の部			
科目	2018年度補正予算額	2019年度当初予算額	差異
人件費支出	4,575,143,000	4,490,260,000	△84,883,000
教育研究経費支出	1,469,179,000	1,706,934,000	237,755,000
管理経費支出	517,635,000	486,690,000	△30,945,000
借入金等利息支出	9,293,000	8,555,000	△738,000
借入金等返済支出	425,950,000	347,950,000	△78,000,000
施設関係支出	123,066,000	11,660,000	△111,406,000
設備関係支出	179,055,000	468,674,000	289,619,000
資産運用支出	453,581,000	363,600,000	△89,981,000
その他の支出	415,747,000	378,735,000	△37,012,000
〔予備費〕	13,000,000	88,721,000	75,721,000
法人費繰出金			
資金支出調整勘定	△356,328,000	△247,002,000	109,326,000
翌年度繰越支払資金	962,263,207	70,581,207	△891,682,000
支出の部合計	8,787,584,207	8,175,358,207	△612,226,000

(3)事業活動収支当初予算書

2019年4月 1日から
2020年3月31日まで

(単位:円)

区分 / 科目			2017年度 決算額	2018年度 補正予算額	2019年度 当初予算額	差異(当初-補正)	構成率
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	5,188,682,250	5,141,964,000	5,093,197,000	△48,767,000	73.5%
		手数料	120,178,044	118,213,000	118,244,000	31,000	1.7%
		寄付金	80,709,019	79,517,000	78,443,000	△1,074,000	1.1%
		経常費等補助金	1,154,993,602	1,115,246,000	1,133,920,000	18,674,000	16.4%
		付随事業収入	98,560,940	100,344,000	104,355,000	4,011,000	1.5%
		雑収入	278,804,755	352,901,000	158,886,000	△194,015,000	2.3%
		教育活動収入計	6,921,928,610	6,908,185,000	6,687,045,000	△221,140,000	96.5%
	事業活動支出の部	人件費	4,622,261,697	4,582,655,000	4,505,671,000	△76,984,000	65.0%
		(内退職金関係)	(345,498,472)	(293,109,000)	(198,381,000)	(△94,728,000)	2.9%
		教育研究経費	1,830,721,157	1,973,722,000	2,223,718,000	249,996,000	32.1%
		(内減価償却額)	(506,868,651)	(504,543,000)	(516,784,000)	(12,241,000)	7.5%
		管理経費	508,810,382	518,181,000	514,257,000	△3,924,000	7.4%
		(内減価償却額)	(29,849,959)	(30,278,000)	(27,567,000)	(△2,711,000)	0.4%
		徴収不能繰入額等	17,899,200	13,965,000	13,800,000	△165,000	0.2%
		教育活動支出計	6,979,692,436	7,088,523,000	7,257,446,000	168,923,000	104.8%
	教育活動収支差額		△57,763,826	△180,338,000	△570,401,000	△390,063,000	△8.2%
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	238,665,122	240,760,000	241,196,000	436,000	3.5%
		教育活動外収入計	238,665,122	240,760,000	241,196,000	436,000	3.5%
	支出	借入金等利息	7,248,584	9,293,000	8,555,000	△738,000	0.1%
		教育活動外支出計	7,248,584	9,293,000	8,555,000	△738,000	0.1%
	教育活動外収支差額		231,416,538	231,467,000	232,641,000	1,174,000	3.4%
経常収支差額			173,652,712	51,129,000	△337,760,000	△388,889,000	△4.9%
特別収支	収入	資産売却差額	40,930,000	0	0	0	0.0%
		その他の特別収入	65,474,670	32,967,000	10,618,000	△22,349,000	0.2%
		特別収入計	106,404,670	32,967,000	10,618,000	△22,349,000	0.2%
	支出	資産処分差額	55,018,111	52,665,000	22,769,000	△29,896,000	0.3%
		その他の特別支出	1,298,049	29,732,000	0	△29,732,000	0.0%
		特別支出計	56,316,160	82,397,000	22,769,000	△59,628,000	0.3%
	特別収支差額		50,088,510	△49,430,000	△12,151,000	37,279,000	△0.2%
〔予備費〕			0	13,000,000	88,721,000	75,721,000	1.3%
基本金組入前当年度収支差額			223,741,222	△11,301,000	△438,632,000	△427,331,000	△6.3%
基本金組入額合計			△207,670,623	△325,175,000	△441,092,000	△115,917,000	△6.4%
当年度収支差額			16,070,599	△336,476,000	△879,724,000	△543,248,000	△12.7%
前年度繰越収支差額			△2,144,630,447	△2,119,981,649	△2,449,972,649	△329,991,000	△35.4%
基本金取崩額			8,578,199	6,485,000	0	△6,485,000	0.0%
翌年度繰越収支差額			△2,119,981,649	△2,449,972,649	△3,329,696,649	△879,724,000	△48.1%
【参考】							
事業活動収入計			7,266,998,402	7,181,912,000	6,938,859,000	△243,053,000	100.2%
事業活動支出計			7,043,257,180	7,193,213,000	7,377,491,000	184,278,000	106.5%

※構成率は、経常収入(教育活動収入+教育活動外収入)に対する割合である。

【2019年度当初予算の概要について】

経常収入で220,704千円の減額となった。学生生徒等納付金では、中等教育部門の各校が生徒数増を見込んだものの、大学・短期大学部の学生数が65名減したことにより48,767千円の減額となった。経常費等補助金は、大学・短期大学部の経常費補助金が定員超過率の改善によって27,434千円増額、附属高校が管理運営費補助金の定員遵守加算(2018年度獲得)を見込まないことにより12,758千円減額、余市高校が生徒数増により一般補助の4,118千円増額を見込んだ結果、18,674千円の増額となった。雑収入は退職交付金のほか、2018年度補正予算で計上した女子中高講堂火災の保険金116,903千円及び台風被害に係る保険金分が減となり、194,015千円の減額となった。

経常支出は、人件費が退職金関係の94,728千円減額などにより76,984千円減額となった。経費は、教育研究経費と管理経費の合計で246,072千円の増額となっているが、大学・短期大学部の第一研究棟改修費用の300,000千円を修繕費に計上したことが主たる要因である。

以上の結果、経常収支差額が388,889千円悪化し、337,760千円の支出超過となった。2019年度は大学・短期大学部の第一研究棟改修の特殊要因があるものの、それを除いても支出超過となる。特に中等教育部門の合計で386,253千円の支出超過(経常収支差額比率がいずれも△20%を超過)であり、著しく収支バランスが欠ける状態である。大学・短期大学部については、18歳人口の減少期を迎え、今後の学生確保が難化することが予想されており、経営環境がますます厳しくなる。予算定員の充足による収入確保と人件費を含めた支出全体の見直しによって、収支構造の改善を図らなければならない。

特別収入は、2018年度補正予算で計上した大学・短期大学部、女子中高、附属高校のLED改修に係る補助金と助成金が減額、特別支出はLED改修などに係る資産処分差額と大学・短期大学部の過年度修正支出が減額し、結果として特別収支差額は12,151千円の支出超過となった。

予備費は、物件費予備費(消費増税を加味して計上)のほか学園政策予備費等の事業費用23,143千円を計上した。

基本金組入前当年度収支差額は、補正予算から427,331千円悪化し、438,632千円の支出超過を計上した。

基本金組入額は、大学・短期大学部の固定資産取得増により115,917千円の組入増となった。

以上の結果、当年度収支差額は、補正予算から543,248千円悪化し、879,724千円の支出超過額を計上した。
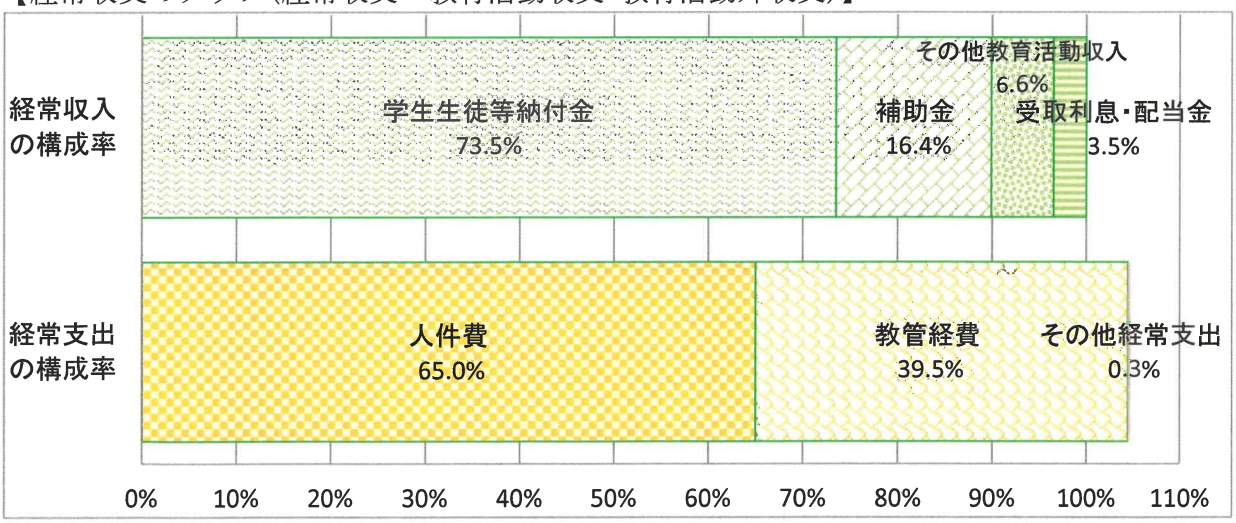
【経常収支のグラフ(経常収支＝教育活動収支+教育活動外収支)】